



令和7年度桑名市職員 通年採用案内 (令和8年4月採用)

【採用予定職種及び人数】

職種	採用予定人数
言語聴覚士	1名程度

- * 職務経験は問いません
- * 採用予定人数は前後する可能性があります。
- * 事務職以外の専門職種で採用された場合でも、在職中に一般行政事務職として配属されることがあります。

【申し込み方法】

桑名市ホームページ(専用の試験申込フォームにより申込)

- * 申込後、エントリー完了メールの受信をもって申込の完了となります。
- * 受験案内が届くまではエントリー完了メールは削除しないで下さい。

【申し込み受付期間】

令和7年12月17日(水)9時～令和8年1月4日(日)23時59分

- * 上記期間中は24時間受付が可能です。
- * 入力内容に不備等があった場合はお電話又はメールにて確認をさせていただく場合がございます。

【問い合わせ先】

桑名市役所 人事課(市役所3階)

〒511-8601

桑名市中央町二丁目37番地

TEL:0594-24-1126

Mail:jinjim@city.kuwana.lg.jp

【試験内容及びスケジュール】

4月1日採用 言語聴覚士

	試験内容	日時	予定会場	合否通知
1次選考	書類選考	受験申込に記載された内容に基づき、随時選考		1月中旬頃
	SPI3 (※1)	令和8年1月6日(火) から1月12日(月)までの7日間のうち、受験者が選択する日	リクルートテストセンター (適性検査はオンライン受験可)	
	面接	令和8年1月8日(木) または1月9日(金)	桑名市役所 本庁舎	
2次選考	個別面接	令和8年1月28日(水) または1月30日(金)	桑名市役所 本庁舎	2月中旬頃

* 1次選考の合否判定は書類選考・SPI3・面接の結果を基にいたします。

* SPI3の受験時は受験票(受験案内メールを受信後、事前エントリーし取得)と顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)が必要となります。

* SPI3の受験日時は令和8年1月6日(火)から1月12日(月)までの間でご自身が希望する日に受験いただきます。

【募集職種詳細】

③言語聴覚士

小児の発達検査及び言語に関する相談業務に従事します。

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

- ①昭和56年4月2日以降に生まれた方で、専修学校専門過程・短期大学・大学のいずれかを卒業した人もしくは令和8年3月に卒業見込みの人
- ②言語聴覚士資格を有する者または令和8年3月31日までに取得見込みの者
- ③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」を参照)
- ④国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の残留資格を有する方(なお、採用後の職務の制限については末尾「参考2」を参照)

【補足及び注意事項】

- * 最終合格者は令和8年4月1日に採用の予定です。
- * 入庁までに公務員としてふさわしくない行為、行動があった場合は、採用資格を失います。
- * 桑名市職員採用試験は、市民の皆さんの貴重な税金を使って実施します。申込後の辞退はご遠慮いただきすようご協力お願いします。

【給与・待遇等について】

種類	内容
給与	<p>桑名市職員給与条例の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉等の諸手当を支給</p> <p>(令和7年4月現在、事務職職員の初任給(地域手当7%含む)は、大学卒で235, 400円、短大卒で218, 708円、高校卒で201, 160円です。)</p> <p>既卒者は、職歴に応じて、初任給が加算されます。</p> <p>一例として、大学卒業後5年間民間企業で正規職員として勤務(フルタイム勤務)した場合に算出する初任給は、254, 874円となります。</p>
昇給	原則として1年に1回(昇給日:1月1日)
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで、1週間あたり38時間45分 (ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となることがあります。)
有給休暇	年次休暇は1年につき20日(当該年の途中で採用となった場合は在籍期間に応じた日数を付与)で、このほか特別休暇等があります。

参考1 地方公務員法第16条(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考2 外国籍職員の任用に関する基準について

『公務員に関する基本原則』…「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

○桑名市においては、上記の基本原則に基づき外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1)市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2)市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3)市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4)その他公権力の行使に該当することとなる職務

【公権力の行使にあたる主な職務の例】

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、土地利用制限等

2. 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、桑名市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します